

第4章 その他

I 都市公園における遊具等の設置状況

国土交通省においては、都市公園における遊具等の設置状況について定期的な調査を行っている。遊具の設置状況について経年の変化がわかる資料であるため、学校においてもご参照いただきたい。

※国土交通省ホームページ

(https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000039.html) から転載。

【集計結果概要】

(1) 調査対象公園数

・1,411の地方公共団体等において、各管理主体が管理する107,793箇所の都市公園及びカントリーパークで調査が実施された。

○調査対象団体数

(内訳)

地方公共団体	1,397	団体
国営公園事務所	14	事務所

※福島県の一部については、東日本大震災による被災の影響でデータを収集することができなかったため、対象外としている。

○調査対象公園数 107,793 箇所

(内訳)

都市公園	107,616	箇所 (平成25年度：102,810箇所)
カントリーパーク	177	箇所

※カントリーパーク：都市計画区域外において一定の要件を満たして整備される公園

(2) 遊具等の設置状況

・都市公園及びカントリーパークにおいて設置されている遊具等の総数は、353,178基であった。

○遊具等設置総数 353,178 基

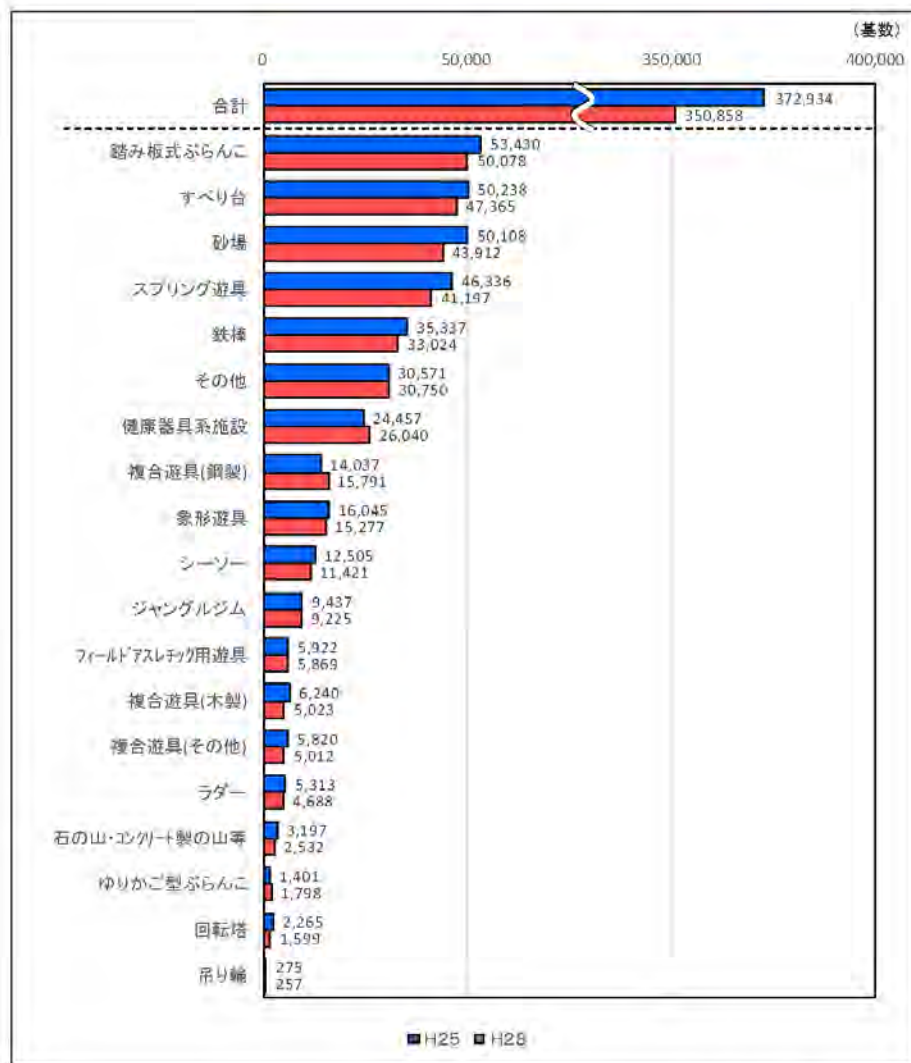
(内訳)

都市公園	350,858	基 (平成25年度：372,934基)
カントリーパーク	2,320	基

・都市公園において設置数の多いものは、踏み板式ぶらんこ (50,078基 14.3%)、すべり台 (47,365基 13.5%)、砂場 (43,912基 12.5%) の順で前回調査と同様であった。

各遊具等の総数及び過去の調査 (平成10年度、平成13年度、平成16年度、平成19年度、平成22年度及び平成25年度) との比較については、別表のとおり。

・都市公園に設置されている遊具等において、前回調査以降、増加数が多いものは、複合遊具(鋼製) (1,754基増加)、健康器具系施設 (1,583基増加) であり、減少数が多いものは、砂場 (6,196基減少)、スプリング遊具 (5,139基減少) であった。



(※対象：都市公園のみ)

(3) 遊具等の点検状況

- ・公園管理者が実施する遊具等の点検状況については、日常点検は平均で月に2.9回、定期点検は平均で年に1.5回であった。(前回調査では、日常点検は平均で月に3.6回、定期点検は平均で年に1.8回)

○日常点検の頻度

	平成25年度		平成28年度	
	団体数		団体数	
月1回未満	241	17.1%	246	17.4%
月1回	736	52.2%	809	57.3%
月2回	103	7.3%	84	6.0%
月3～9回	157	11.1%	169	12.0%
月10～19回	63	4.5%	31	2.2%
月20～29回	28	2.0%	20	1.4%
月30回以上	64	4.5%	51	3.6%
その他(回答なし等)	19	1.3%	1	0.1%
合計	1,411	100.0%	1,411	100.0%
平均回数	3.6回/月		2.9回/月	

※日常点検：管理者が目視・触診・聴診等により、遊具等の異常などの有無を調べるために日常的に行う点検

○定期点検の頻度

	平成25年度		平成28年度	
	団体数		団体数	
年1回未満	183	13.0%	190	13.5%
年1回	856	60.7%	916	64.9%
年2回	161	11.4%	152	10.8%
年3～6回	160	11.3%	121	8.6%
年7～11回	6	0.4%	4	0.3%
年12回以上	37	2.6%	27	1.9%
その他(回答なし等)	8	0.6%	1	0.1%
合計	1,411	100.0%	1,411	100.0%
平均回数	1.8回/月		1.5回/月	

※定期点検：管理者が必要に応じて専門技術者と協力して、一定期間ごとに目視・触診・聴診・打診、あるいは測定器を使用して行う点検。日常点検の点検内容に加えて、器具を使用して行う点検、通常外観から確認できない部位・部材の点検、部材の疲労などの異常に関する点検が加わる。

(※)平均回数は、団体数の合計からその他(回答なし等)を減じた値を母数として算出

(4) 点検後の安全確保措置の状況

- ・都市公園において、平成28年度の1年間に公園管理者が実施した遊具等の点検の結果、修理・撤去等の安全確保措置が必要となったものは、全数の17.6%にあたる62,005基であった。
- ・都市公園において、要措置遊具等に対してとられた本格的な措置として多かったものは、修理（15,412基 42.0%）、その他（7,944基 21.6%）、更新（6,476基 17.6%）の順であった。

○安全確保措置が必要となった割合の高い遊具等

- ・都市公園において、修理・撤去等の安全確保措置が必要となった割合の高いものは、複合遊具（木製）（2,181基 42.5%）、複合遊具（鋼製）（4,353基 27.5%）、フィールドアスレチック遊具（1,525基 25.4%）の順であった。

○要措置遊具のうち、撤去の割合が高かった遊具等

- ・都市公園において、撤去の割合が高いものは、吊り輪（7基 22.6%）、フィールドアスレチック遊具（125基 13.7%）、象形遊具（119基 12.8%）の順であった。

○都市公園における安全確保措置の内訳

	各遊具等の設置数	要措置遊具等の合計		要措置遊具等に講じられた安全確保措置										
				応急措置		本格的な措置								
						使用中止	その他	修理	改良	移設	更新	撤去	(※2)割合	入替
踏み板式 ぶらんこ	50,078	11,078	22.1%	429	3,940	3,576	340	6	1,174	112	1.7%	115	239	1,147
ゆりかご型 ぶらんこ	1,798	421	23.1%	21	128	98	5	0	104	21	7.7%	3	3	38
すべり台	47,365	10,319	21.7%	389	3,751	2,312	491	11	1,224	293	4.7%	148	343	1,357
ジャングルジム	9,225	1,703	18.3%	73	565	360	64	3	190	75	7.0%	32	41	300
鉄 棒	33,024	4,786	14.5%	111	1,998	996	210	12	547	81	3.0%	52	159	620
回転塔	1,599	411	25.3%	16	164	63	4	2	18	28	12.1%	16	78	22
シーソー	11,421	2,585	22.4%	103	1,010	715	50	6	325	103	7.0%	32	61	180
複合遊具 (木製)	5,023	2,181	42.5%	195	572	722	62	0	254	103	7.3%	80	14	179
複合遊具 (鋼製)	15,791	4,353	27.5%	176	1,636	1,386	135	2	340	64	2.5%	60	157	397
複合遊具 (その他)	5,012	990	19.7%	61	379	310	44	0	61	13	2.4%	20	5	97
健康器具系 施設	26,040	2,052	7.9%	77	633	478	77	3	218	72	5.4%	17	106	371
フィールドアスレチック用 遊具	5,869	1,525	25.4%	116	497	346	37	2	190	125	13.7%	21	71	120
ラダー	4,688	806	17.1%	20	323	128	26	1	119	37	8.0%	18	20	114
スプリング遊具	41,197	5,999	14.4%	209	2,004	1,242	118	4	735	327	8.6%	116	245	999
吊り輪	257	41	15.5%	4	6	12	0	0	4	7	22.6%	3	0	5
砂 場	43,912	5,104	11.6%	45	2,126	1,129	84	11	334	62	2.1%	45	361	907
石の山・コンクリート 製の山等	2,532	297	11.7%	13	111	89	8	0	15	12	6.9%	3	7	39
象形遊具	15,277	1,756	11.4%	57	769	295	36	3	136	119	12.8%	38	33	270
その他	30,750	5,598	18.1%	234	2,303	1,155	167	11	488	233	7.6%	54	171	782
総計	350,858	62,005	17.6%	2,349	22,915	15,412	1,958	77	6,476	1,887	5.1%	873	2,114	7,944

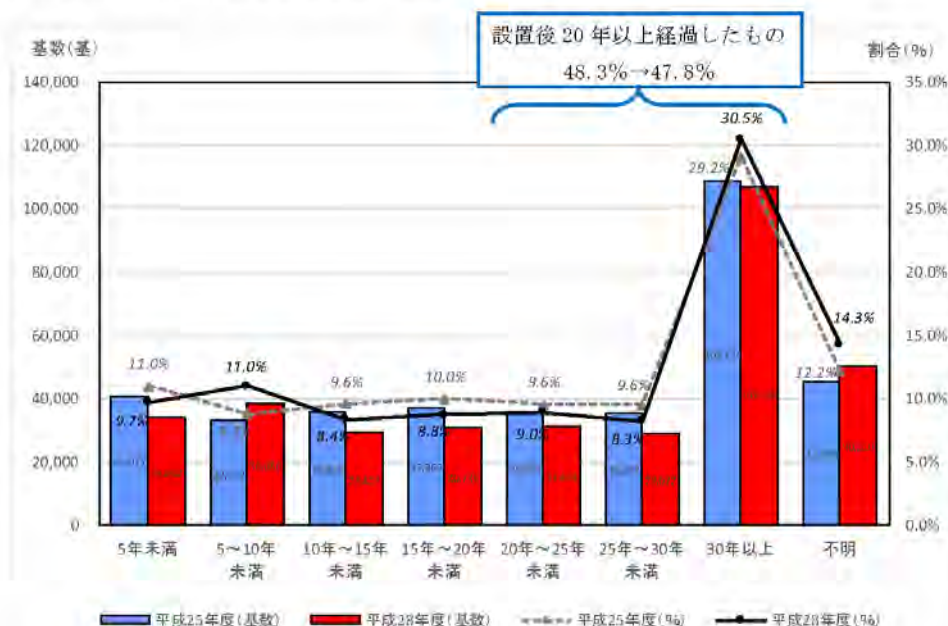
(※1)各遊具等の設置数と撤去された数の合計値を母数として算出

(※2)本格的な措置遊具等の合計値を母数として算出

(5) 遊具等の設置経過年数の状況

- ・都市公園における遊具等の設置経過年数は、設置後20年以上経過しているものが167,656基あり、全体の47.8%を占めていた。（前回調査では、設置後20年以上経過しているものは、180,080基 48.3%）

○都市公園における遊具等の設置経過年数



○設置後20年以上経過した割合が高い遊具等

- ・設置後20年以上経過した割合が高い遊具は、石の山・コンクリート製の山等（1,778基 70.2%）、象形遊具（10,326基 67.6%）、ゆりかご型ぶらんこ（1,187基 66.0%）の順であった。

○設置後10年未満の割合が高い遊具等

- ・比較的新しい設置後10年未満の割合が高い遊具は、健康器具系施設（11,276基 43.3%）、複合遊具（鋼製）（5,222基 33.1%）、複合遊具（その他）（1,654基 33.0%）の順であった。

○都市公園における遊具等種類別の設置経過年数の内訳

	設置経過年数																合計	
	5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20～25年未満	25～30年未満	30年以上	不明										
踏み板式 ぶらんこ	4,895	9.8%	5,379	10.7%	3,190	6.4%	3,484	7.0%	3,848	7.7%	4,067	8.1%	17,830	35.6%	7,385	14.7%	50,078	100.0%
ゆりかご型 ぶらんこ	91	5.1%	115	6.4%	136	7.8%	139	7.7%	146	8.1%	205	11.4%	838	46.5%	130	7.2%	1,798	100.0%
すべり台	4,231	8.9%	5,069	10.7%	3,499	7.4%	3,801	8.0%	4,015	8.5%	4,144	8.7%	15,605	32.9%	7,001	14.8%	47,365	100.0%
ジャングルジム	815	8.8%	693	7.5%	452	4.9%	499	5.4%	617	6.7%	684	7.4%	3,990	43.3%	1,475	16.0%	9,225	100.0%
鉄棒	2,783	8.4%	3,085	9.3%	2,096	6.3%	2,189	6.6%	2,564	7.8%	2,855	8.6%	12,241	37.1%	5,231	15.8%	33,024	100.0%
回転塔	90	5.6%	102	6.4%	83	5.2%	204	12.8%	168	10.5%	152	9.5%	574	35.9%	226	14.1%	1,599	100.0%
シーソー	1,084	9.5%	981	8.6%	732	6.4%	715	6.3%	974	8.5%	993	8.7%	4,399	38.5%	1,543	13.5%	11,421	100.0%
複合遊具 (木製)	159	3.2%	263	5.2%	420	8.4%	808	16.1%	1,027	20.4%	746	14.9%	781	15.5%	819	16.3%	5,023	100.0%
複合遊具 (鋼製)	2,502	15.8%	2,720	17.2%	2,286	14.3%	2,137	13.5%	1,547	9.8%	876	5.5%	2,179	13.8%	1,564	9.9%	15,791	100.0%
複合遊具 (その他)	749	14.9%	905	18.1%	761	15.2%	585	11.7%	375	7.5%	207	4.1%	717	14.3%	713	14.2%	5,012	100.0%
健康器具系 施設	5,571	21.4%	5,705	21.5%	3,147	12.1%	2,596	10.0%	2,342	9.0%	1,599	6.1%	2,394	9.2%	2,683	10.3%	26,040	100.0%
フィールドアスレチック用 遊具	546	9.3%	605	10.3%	499	8.5%	687	11.7%	808	13.8%	680	11.6%	1,343	22.9%	701	11.9%	5,869	100.0%
ラダー	380	8.1%	385	8.2%	263	5.6%	304	6.5%	266	5.7%	312	6.7%	2,074	44.2%	704	15.0%	4,688	100.0%
スプリング遊具	4,650	11.3%	6,657	16.2%	6,614	16.1%	6,066	14.7%	4,301	10.4%	2,554	6.2%	4,619	11.2%	5,736	13.9%	41,197	100.0%
吊り輪	37	14.4%	20	7.8%	19	7.4%	23	8.9%	30	11.7%	20	7.8%	62	31.9%	26	10.1%	257	100.0%
砂場	1,270	2.9%	1,795	4.1%	2,004	4.8%	2,888	6.6%	4,529	10.3%	5,060	11.5%	18,644	42.5%	7,722	17.6%	43,912	100.0%
石の山・コンクリート 製の山等	44	1.7%	85	3.4%	99	3.9%	136	5.4%	185	7.3%	213	8.4%	1,380	54.5%	390	15.4%	2,532	100.0%
象形遊具	538	3.5%	910	6.0%	705	4.6%	751	4.9%	1,033	6.6%	1,219	8.0%	8,074	52.9%	2,047	13.4%	15,277	100.0%
その他	3,637	11.8%	3,212	10.4%	2,434	7.9%	2,720	8.6%	2,653	8.6%	2,486	8.1%	9,394	30.5%	4,214	13.7%	30,750	100.0%
合計	34,052	9.7%	38,686	11.0%	29,419	8.4%	30,735	8.8%	31,428	9.0%	29,072	8.3%	107,156	30.5%	50,310	14.3%	350,858	100.0%

○設置後10年未満の遊具等の割合

踏み板式ぶらんこ	10,274	20.5%
ゆりかご型ぶらんこ	206	11.5%
すべり台	9,300	19.6%
ジャングルジム	1,508	16.3%
鉄棒	5,848	17.7%
回転塔	192	12.0%
シーソー	2,065	18.1%
複合遊具(木製)	422	8.4%
複合遊具(鋼製)	5,222	33.1%
複合遊具(その他)	1,654	33.0%
健康器具系施設	11,276	43.3%
フィールドアスレチック用遊具	1,151	19.6%
ラダー	765	16.3%
スプリング遊具	11,307	27.4%
吊り輪	57	22.2%
砂場	3,065	7.0%
石の山・コンクリート製の山等	129	5.1%
象形遊具	1,448	9.5%
その他	6,849	22.3%
合計	72,738	20.7%

○設置後20年以上経過している遊具等の割合

踏み板式ぶらんこ	25,745	51.4%
ゆりかご型ぶらんこ	1,187	66.0%
すべり台	23,764	50.2%
ジャングルジム	5,291	57.4%
鉄棒	17,660	53.5%
回転塔	894	55.9%
シーソー	6,366	55.7%
複合遊具(木製)	2,554	50.8%
複合遊具(鋼製)	4,602	29.1%
複合遊具(その他)	1,299	25.9%
健康器具系施設	6,335	24.3%
フィールドアスレチック用遊具	2,831	48.2%
ラダー	2,652	56.6%
スプリング遊具	11,474	27.9%
吊り輪	132	51.4%
砂場	28,233	64.3%
石の山・コンクリート製の山等	1,778	70.2%
象形遊具	10,326	67.6%
その他	14,533	47.3%
合計	167,656	47.8%

【カントロジー・パーク】

口遊園地区会

一番合適用(その値) : 本機や機器等の種類や型番で規定された適用

Ⅱ 固定遊具の事故防止対策に関する指針・諸通知等

1 文部科学省

- ・「学校に設置している遊具の安全確保について（依頼）」
（平成 26 年 8 月 19 日付け 26 ス学健第 24 号）P. 162～
- ・「これからの幼稚園施設の在り方について～幼児教育の場にふさわしい環境づくりを目指して～」（平成 30 年 3 月）
参照：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1402616.htm
- ・「幼稚園施設整備指針」（平成 30 年 3 月改訂）
参照：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1402617.htm
- ・「学校に設置している遊具の安全確保について」
（令和 2 年 4 月 21 日付け事務連絡）P. 165～
- ・「学校に設置している遊具の安全確保について」
（令和 2 年 6 月 4 日付け事務連絡）P. 168～
- ・「学校に設置している遊具の安全確保について」
（令和 2 年 11 月 4 日付け事務連絡）P. 171～

2 国土交通省

- ・「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 2 版）」（平成 26 年 6 月）
参照：https://www.mlit.go.jp/report/press/city10_hh_000168.html

3 消費者庁

- ・「遊具による子供の事故に御注意！」
（平成 28 年 2 月 10 日付け News Release）P. 174～

26ス学健第24号
平成26年8月19日

各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課長
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長 殿
附属学校を置く各国立大学法人事務局長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
大 路 正



大臣官房文教施設企画部施設企画課長
山 下



学校に設置している遊具の安全確保について（依頼）

国土交通省が平成14年3月に作成し、平成20年8月に改訂した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」については、都市公園における遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示したものであり、学校に設置している遊具の安全確保に当たっても参考となることから、平成14年3月28日付け13ス学健第38号及び平成20年10月9日付け20ス学健第29号により、その活用をお願いしてきたところです。

このたび、平成20年の改訂から5年が経過し、最近では健康器具系施設や運動能力やバランス能力が要求される遊具等が増加しつつあり、これらの安全確保に取り組む必要があることから、国土交通省において「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」及び「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）」が策定され、各都道府県・指定都市都市公園管理担当部局長あてに通知されました（別紙参照）。

ついては、引き続き、学校に設置されている遊具の事故防止対策に活用していただくようお願いします。

なお、各都道府県教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては域内の市町

村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校等に対し、附属学校を置く各国立大学法人事務局においては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校に対して周知いただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

【本件照会先】

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課学校安全係

電話：03-5253-4111(内線2917)

FAX：03-6734-3794



別紙

国 都 公 景 第 7 2 号

平成 2 6 年 7 月 1 1 日

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長 殿
文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長 殿

国土交通省都市局公園緑地・景観課長



「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」について

今般、別添のとおり「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（以下、「遊具指針」という）（改訂第2版）」及び「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）（以下、「別編」という）」を作成したので、貴職へお知らせいたします。

なお、本件については各地方公共団体都市公園管理担当部局長にも通知（平成26年7月11日国都公景第70号公園緑地・景観課長通知）し、今後の都市公園の安全管理にあたって参考としていただきたい旨お示ししたことも併せてお知らせいたします。

■「遊具指針（改訂第2版）」及び「別編」の入手方法

○国土交通省ホームページからのダウンロード

- ・国土交通省都市局公園緑地・景観課のホームページ内
「個別施策」→「都市公園における遊具の管理」
(http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ko_shisaku/index.html)



事務連絡
令和2年4月21日

各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課
御中

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

学校に設置している遊具の安全確保について

令和2年2月11日に別添のとおり遊具に関する事故が発生し、別紙のとおり国土交通省から各都道府県及び指定都市公園管理担当課長に対し、事務連絡が発出されておりますので、参考のため送付いたします。

学校に設置している遊具については、従来、事故を未然に防止するため、安全点検を行うとともに、必要に応じて、使用方法の注意、補修、使用停止等の措置を講じ、安全の確保に万全を期していただくようお願いしているところですが、今回の報告があったことを踏まえ、別紙資料を参考に、類似遊具について適切な安全点検を行うなど、遊具の安全管理に努めるようお願いします。

については、各都道府県教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校に対し、各指定都市認定こども園担当課においては所管の幼保連携型認定こども園に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いします。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
電話：03-5253-4111(内線 2966)
E-mail：anzen@mext.go.jp

別紙

事務連絡
令和2年3月31日

各都道府県及び指定都市
都市公園管理担当課長 様

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 公園利用推進官

都市公園における安全確保について

令和2年2月11日（火）午後4時頃、広域公園内において、10歳男児が複合遊具のバランスボールで遊んでいたところ、ボールから落下し、頭部を負傷する事故が発生したので、別添のとおりお知らせします。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」では、「Ⅱ－2－2 遊具に関連する事故」において、「特に、頭部の傷害は重度の障害につながるがあるので十分な配慮が必要である」としています。

上記を踏まえ、貴職におかれましては、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」の内容を踏まえ、事故につながる危険性を予見し、類似施設の設置状況等を確認するなど、安全対策に万全を期し、類似事故の防止に努めていただくようお願いします。

なお、この旨を貴管内市町村（指定都市を除く）に周知徹底されるようお願いします。

【事故の概要】

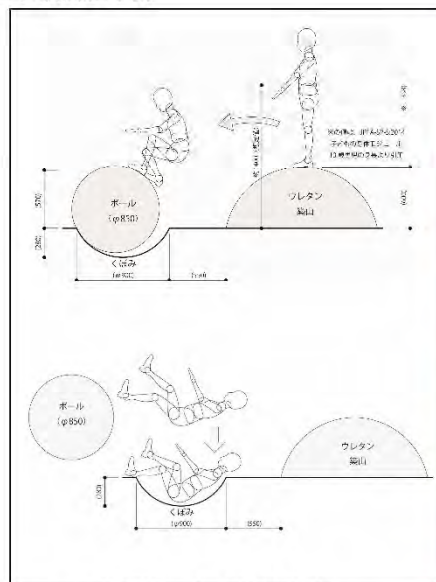
■発 生 日 令和2年2月11日（火）

■発生場所 人口約10万人以上の都市

■発生公園 広域公園

- 状 況
- ・当該遊具は、ボールを押して転がす、ボールに体を預けて揺られる、バランスを取ってボールに乗るなどを主な遊び方として想定しているもの。
 - ・本事故は、10歳男児が複合遊具のボールを床面の窪みに落とし込んだ状態で、周囲のウレタン築山から飛び乗ってジャンプするという遊び方をしていた中で起きたものであり、ボールに飛び乗った際にボールからの落トにより、後頭部を窪みの縁に強打し、後頭部骨折及び脳挫傷の怪我を負ったものです。
 - ・設計段階で事故に及ぶ遊び方を想定できなかったことで築山の配置が適切でなかったこと、落下時の衝撃を緩和するための窪みの縁のゴムチップ舗装厚さ（10mm）が不十分であったことが事故の原因として考えられています。
 - ・事故発生後、公園管理者において当該遊具の立入禁止措置を実施。①ボールへの立ち乗りなどの危険な行為を禁止する注意サイン（看板）の設置、②窪みをゴムチップで埋める改修、③床面全体のゴムチップ舗装を40mm追加し50mmの厚さへの改修を行うこととしています。

■事故関連写真



事故状況（証言等から想定）



ボール（φ850）設置時の状況



立入禁止措置状況

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定 御中
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

学校に設置している遊具の安全確保について

令和 2 年 5 月 7 日に別紙のとおり遊具に関する事故が発生し、別紙のとおり国土交通省から各都道府県及び指定都市公園管理担当課長に対し、事務連絡が発出されておりますので、参考のため送付いたします。

学校に設置している遊具については、従来、事故を未然に防止するため、安全点検を行うとともに、必要に応じて、使用方法の注意、補修、使用停止等の措置を講じ、安全の確保に万全を期していただくようお願いしているところですが、今回の報告があったことを踏まえ、別紙資料を参考に、類似遊具について適切な安全点検を行うなど、遊具の安全管理に努めるようお願いします。

については、各都道府県教育委員会学校安全主管課においては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校に対し、各指定都市認定こども園担当課においては所管の幼保連携型認定こども園に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
電話：03-5253-4111(内線 2966)
E-mail：anzen@mext.go.jp

【事故の概要】

■発 生 日 令和2年4月8日（水）

■発生場所 人口約100万人以上の都市

■発生公園 街区公園

■状 況 ・小学生数人で鬼ごっこをしていたところ、木の根に引っかかりつまづいて、フェンスのボルト部分に接触し、腹部に5針縫合の裂傷をした。
 ・木の根が地表面に露出していたこと、ボルトが飛び出していたことが要因とされる。
 ・事故発生後、公園管理者によりボルト突出部にゴムキャップで応急処置し、ボルト・ナットを交換した。市内で同様のフェンスがないか調査中である。

■事故関連写真



事故現場



ボルト突出状況



ボルト応急処置状況



ボルト処置後

【事故の概要】

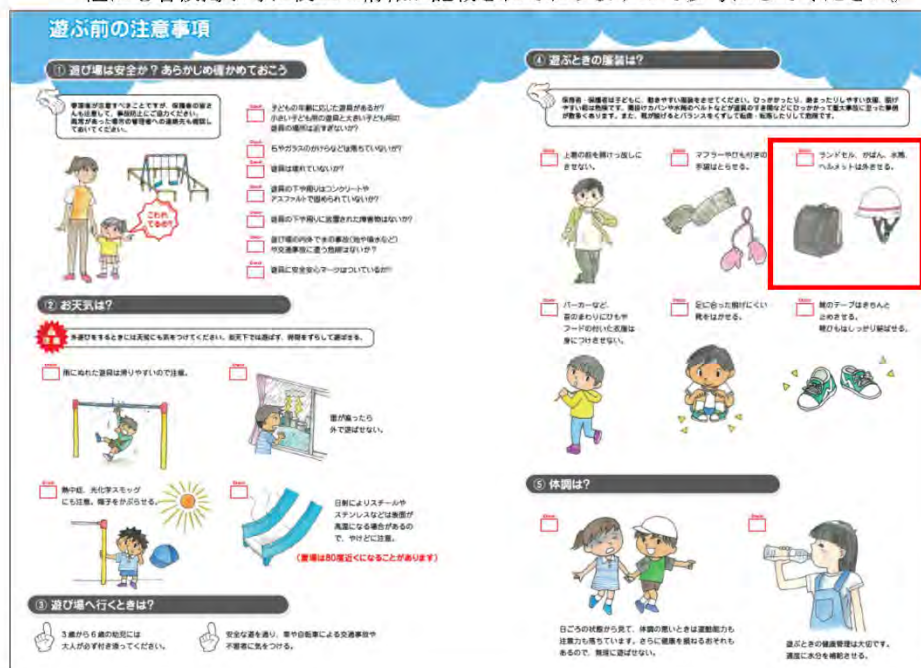
- 発生日 令和2年5月7日（木）
- 発生場所 人口約20万人以上の都市
- 発生公園 街区公園
- 状況 ・本事故は、8歳男児がヘルメットを被ったまま樹高3m程度の木に登り、転落、ヘルメットが枝に引っかかり、ヘルメットのあご紐が首にかかりぶら下がり状態になったもの。

【参考】一般社団法人日本公園施設業協会では、人的ハザードによる遊具と遊び場での事故を軽減することを目的として、幼児を見守り指導する保育者と保護者などのために、遊具の安全な利用方法の啓発パンフレットと紙芝居「仲良く遊ぼう安全に」を制作、配布しています。[\(https://www.jpfa.or.jp/activity/nakayoku/\)](https://www.jpfa.or.jp/activity/nakayoku/)

※パンフレット（P7,8抜粋）

遊ぶ時の服装に関する注意事項が記載されています。

他にも看板掲示等に役立つ情報が記載されておりますので参考にしてください。



事 務 連 絡
令和2年11月4日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定 御中
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

学校に設置している遊具の安全確保について

令和2年9月12日に遊具に関する事故が発生し、別紙のとおり国土交通省から各都道府県及び指定都市公園管理担当課長に対し、事務連絡が発出されておりますので、参考のため送付いたします。

学校に設置している遊具については、従来、事故を未然に防止するため、安全点検を行うとともに、必要に応じて、使用方法の注意、補修、使用停止等の措置を講じ、安全の確保に万全を期していただくようお願いしているところですが、今回の報告があったことを踏まえ、別紙資料を参考に、類似遊具について適切な安全点検を行うなど、遊具の安全管理に努めるようお願いします。

については、各都道府県教育委員会学校安全主管課においては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校に対し、各指定都市認定こども園担当課においては所管の幼保連携型認定こども園に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
電話：03-5253-4111(内線 2966)
E-mail：anzen@mext.go.jp

事 務 連 絡
令和2年11月2日

各都道府県及び指定都市
都市公園管理担当課長 様

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 企画専門官

都市公園における安全確保について

令和2年9月12日（土）午後4時頃、街区公園内において、4歳男児が遊具より頭から転落し、露出している設置面のコンクリート部分で頭を強打し負傷する事故が発生したので、別添のとおりお知らせします。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」の「4-1（3）遊具の配置及び設置面への配慮」（P24）において、「遊具は、硬い設置面には配置せず、必要に応じて設置面への落下に対する緩和措置についても検討する。」としています。

また、「4-3（2）発見された物的ハザードの適切な処理」（P56）において、「発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用中止、修繕などの応急措置を講ずるとともに、補修、改良、移設、更新、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施する。」としています。

上記を踏まえ、貴職におかれましては、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」の内容を踏まえ、事故につながる危険性を予見し、安全対策に万全を期し、類似事故の防止に努めていただくようお願いします。

なお、この旨を貴管内市町村（指定都市を除く）に周知徹底されますようお願いします。

【事故の概要】

■発 生 日 令和2年9月12日（土）

■発生場所 人口約10万人未満の都市

■発生公園 街区公園

- 状 況
- ・本事故は、4歳男児が保護者と鬼ごっこ中に、遊具の登り口から誤って頭から転落し、設置面のコンクリート部分で強打し負傷したもの。
（頭蓋骨骨折、右前腕・鎖骨骨折、全治不明）
 - ・点検業者の点検では、コンクリートの露出が報告されていたが、公園管理者は物的ハザードと認識せず、対応を行っていなかった。
 - ・事故発生後、当該遊具は使用禁止とした。

■事故関連写真



事故現場全景



コンクリートの露出状況

写真No.	規準一般規定 ④基礎の設計 基礎の露出がないこと	判定
16		否 2

点検状況

平成 28 年 2 月 10 日

遊具による子供の事故に御注意！

身体を動かして遊ぶことは子供の心身の発育に重要です。公園・広場や学校・保育施設、レジャー施設・店舗等の遊び場に設置されている遊具¹（滑り台やブランコ、鉄棒、ジャングルジム等）を使った遊びもその大切な一部です。一方、遊具による子供²の事故が、1,518 件³消費者庁に寄せられており、そのうち、入院を要する又は治療期間が3週間以上となる事故は3割近く（397 件）を占めています（平成 21 年 9 月から平成 27 年 12 月末日までの登録分）。

事故を防ぐには、遊具の管理者による「遊具の適切な設置」、「点検」、「注意事項等の分かりやすい掲示」などの安全対策への取組が前提となりますが、一方で、利用者や見守る人が注意をすることで避けられる事故も多くあります。

消費者庁では、遊具による事故が増え始める春を前に、遊具による事故防止に関する関係行政機関への要請を行うとともに、消費者の皆様には遊具で子供を遊ばせる時の注意点をお知らせします。

遊具による事故にはいろいろな原因がありますが、注意すべき点として共通する点も多くあります。特に以下の点に気を付けましょう。

- （１）施設や遊具の対象年齢を守りましょう。
- （２）６歳以下の幼児には保護者が付き添いましょう。
- （３）子供の服装や持ち物に注意しましょう。
- （４）遊具ごとの使い方を守らせましょう。
- （５）遊具を使う順番待ちでは、ふざけて周りの人を押したり突き飛ばしたりしないようにさせましょう。
- （６）天候に気を付けましょう。
- （７）遊具の不具合や破損を見付けたら、利用を控え、管理者に連絡しましょう。

¹ 本資料において、「遊具」は、主に子供が身体を動かして遊ぶことを目的として利用する、ブランコ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、雪でい、複合遊具、その他これらに類するものとする。なお、公園、学校等に設置されている、複数の利用者が使用するものを対象とし、家庭内での使用であることが明確なケースは除外した。また、授業など指導中であることが明確なケースについても除外した。

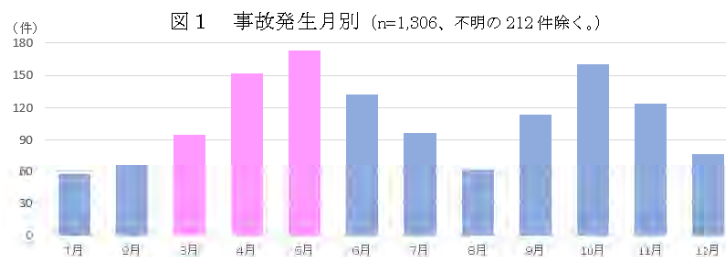
² 本資料において、「子供」は 0 歳～12 歳とした。

³ 「医療機関ネットワーク事業」と「事故情報データベース」に寄せられた事故情報を、本件のために特別に精査した件数。「医療機関ネットワーク事業」は、参画する医療機関（平成 27 年 12 月時点で 30 機関）から事故情報を収集し、再発防止に活かすことを目的とした消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業（平成 22 年 12 月運用開始）。「事故情報データベース」は、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関より「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システム（平成 22 年 4 月運用開始）。

1. 遊具による子供の事故について

(1) 事故情報の概要

消費者庁には、遊具による子供の事故の情報が1,518件寄せられています(平成21年9月から平成27年12月末日までの登録分)。季節でみると、春(3月～5月頃)に事故が多くなっています。



① 危害の程度⁴・危害部位⁵別

「軽症」が1,063件と最も多いですが、入院を要する又は治療期間が3週間以上となる事故(「中等症」以上。「中等症」、「重症」及び「死亡」)も397件と3割近くを占めています(図2)。

危害部位としては、「中等症」以上の事故で多いのは、「腕部」(206件)次いで「頭部」(95件)ですが、事故全体でみると、「頭部」が872件と6割近くを占めています(図3)。

図2 危害の程度別 (n=1,518)



図3 危害部位別 (n=1,518)



⁴「医療機関ネットワーク事業」と「事故情報データベース」での危害の程度の定義を鑑み、本資料では次のようにした。

「軽症」：入院を要さない、又は治療期間2週間以内の傷病。

「中等症」：生命に危険はないが入院を要する、又は治療期間が3週間～1か月の傷病。

「重症」：生命に危険が及ぶ可能性が高い、又は治療期間が1か月以上の傷病。

⁵「医療機関ネットワーク事業」と「事故情報データベース」での受傷した部位に関する定義を踏まえ、「危害部位」として本資料では次のようにした。

「けい部」：「頭部」と胴体を繋ぐ部分。首。

「頭部」：「目」、「鼻」、「口」、「頬」、「頭頂」など首より上の顔の部分。

「腕部」：「肩」、「腕」、「手首」、「手指」など肩から手指先までの部分。

「脚部」：「大腿」、「下腿」、「足首」、「足指」など足の付け根から足指先までの部分。

「その他」：「胸」、「腹」、「背中」、「尻」などの部分。「全身」も含む。

② 年齢別

年齢が特定できている1,364件中、6歳以下の幼児の事故が966件と約7割を占めています（図4）。



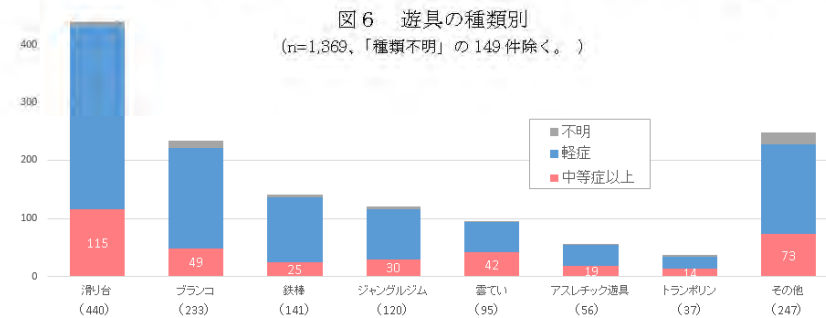
③ 受傷のきっかけ⁶別

受傷のきっかけが分かっている1,501件をみると、「転落」の割合が最も高くなっており、その他「ぶつかる・当たる」と「転倒」を合わせると、大半を占めています（図5）。



④ 遊具の種類⁷別

遊具の種類が特定できている1,369件中、「滑り台」が440件と最も多く、次いで「ブランコ」、「鉄棒」、「ジャングルジム」など、様々な遊具で事故が起きています。また、「中等症」以上の事故の約3割が「滑り台」によるものですが、そのほかの遊具でも、「中等症」以上の事故が起きています（図6）。



⁶ 「その他」：「挟む」、「さわる・接触する」、「刺す・切る」など。

⁷ 「滑り台」・「鉄棒」・「ジャングルジム」・「雲てい」には、「アスレチック遊具」や「複合遊具」の一部となっているものも含む。「その他」の遊具は、「ロープ・ネット状遊具」、「丸太型遊具」、「乗り物系遊具」、「シーソー」、「タイヤ」、「ボールプール」など。

「トランポリン」はセノー株式会社の登録商標ですが、本資料においては「トランポリン」は総称として使用しており、セノー株式会社のトランポリンを特定するものではありません。

⑤ 発生場所⁸別

発生場所が特定されている 1,070 件中、「公園・広場」が 661 件と最も多いですが、「幼稚園・保育園」、「学校」、「レジャー施設」や「店舗」でも事故が起きています（図 7）。



2. 事故事例

【事例 1】

約 3 m のジャングルジムの頂上から 2 歳児が転落。後ろ向きに落ちた。地面は人工芝だったが、後頭部に数 cm の血腫が認められ、約 1 週間の入院となった。
(事故発生年月 平成 24 年 9 月、2 歳・男児・中等症)

【事例 2】

上の子のお迎えについていき、滑り台の一番上に登って遊んでいた。親が上の子に気を取られていた時、落下音がし、見ると滑り台から転落していた。頭部打撲と顔面出血があり、約 1 週間の入院となった。
(事故発生年月 平成 27 年 3 月、1 歳・女児・中等症)

【事例 3】

滑り台の手すりのつっぱり部分にポンチョが引っ掛かり、首が締め付けられる状態となり、救急搬送されたが後日死亡。
(事故登録年月 平成 22 年 9 月、1～4 歳⁹・女児・死亡)

【事例 4】

滑り台の滑走面を立ち上がって逆行していた。上から滑り出した別の子供と接触し、約 3 m の高さから地面へ転落。頭蓋骨骨折の重傷を負った。
(事故発生年月 平成 25 年 6 月、5～9 歳⁹・男児・重症)

⁸ 「レジャー施設」：「屋内遊戯施設」、「遊園地」、「イベント会場」など。

「店舗」：「ショッピングセンター」、「飲食店」、「家具店」、「自動車ディーラー」、「デパート」、「スーパー」、「家電量販店」、「書店」、「コンビニエンスストア」、「カラオケボックス」など。
なお、「レジャー施設」や「店舗」では、「ボールプール」、「トランポリン」、「エア遊具」など、他の場所では比較的小さい遊具での事故もみられる。

⁹ 事例 3 及び 4 の年齢表記は、事故情報データベースの年齢区分による。

【事例５】

滑り台の柵を越えて遊んでいたところ、高さ３ｍから墜落し、救急搬送された。
胸部・背部を骨折。

（事故発生年月 平成 27 年 10 月 7 歳・男児・中等症）

【事例６】

ジャングルジムで遊んでいた。上（２m60cm の高さ）に立った状態で転落。頭部を打撲し、頭骨骨折、急性硬膜外血腫にて入院。

（事故発生年月 平成 27 年 12 月 4 歳・男児・重症）

【事例７】

滑り台の上で滑る順番を待っていたところ、柵を越えて横から入ってきた子に押され、そのまま転落。右肘頭骨折のため手術し、入院となった。

（事故発生年月 平成 25 年 3 月 9 歳・男児・中等症）

【事例８】

ブランコのまわりの柵に座っていてバランスを崩し、コンクリートに顔面から転落。夜、目の上に痛みが出て物が二重に見えるようになり、おう吐も出現。頭部ＣＴで、眼窩底（がんかてい）骨折の診断となった。

（事故発生年月 平成 27 年 10 月、11 歳・女児・中等症）

【事例９】

高さ２ｍの雲ていから手を滑らせて左肘から転落し、剥離骨折。前日から雨が降っていて雲ていは濡れていた。

（事故発生年月 平成 27 年 5 月 6 歳・女児・中等症）

【事例 10】

滑り台を滑っていたところ、滑り台の腐食した部分の金属片が指に刺さり治療のため入院となった。

（事故発生年月 平成 27 年 4 月、5 歳・女児・中等症）

3. 消費者の皆様へ

身体を動かして遊ぶことは子供の心身の発育に重要であり、遊具での遊びもその大切な一部です。一方で、遊具での遊びにより重篤な事故が起こっている事例もあり、そういった事故は避けたいものです。

遊具による事故にはいろいろな原因があり、その中には遊具自体の破損などによるものもありますが、利用者や見守る人が注意をすることで避けられる事故も多くあります。また、様々な場所に様々な遊具がありますが、注意すべき点として共通する点も多くあります。

遊具で子供を遊ばせる場合は、禁止・注意事項を確認し、子供に守らせるようにしましょう。レジャー施設で遊具を使用する場合も、各施設や遊具にある掲示をよく確認し、適切な方法で利用することが必要です。

具体的な注意のポイントは以下のとおりです。

(1) 施設や遊具の対象年齢を守りましょう。

施設や遊具には対象年齢があるものがあります。小さな子供を年齢に見合わない高さの遊具で遊ばせて転落し、大きなけがを負った事例がありました（事例1）。施設や遊具の対象年齢の表示を確認し、年齢に合った遊具で遊ばせましょう。

(2) 6歳以下の幼児には保護者が付き添いましょう。

消費者庁に寄せられた事故情報では、6歳以下の事故が7割を超えています（図4）。保護者が一緒にいても、目を離した隙の事故も起きています。特に、転落による事故が多く発生しているため、高さがある遊具を使う場合は、目を離さないように気を付けましょう（事例2）。

(3) 子供の服装や持ち物に注意しましょう。

消費者庁に寄せられた事故情報では、遊具に服の一部や持ち物が引っ掛かったり、絡まったりして、死亡に至った事故が2件ありました（図2、事例3）。

頭や首の周り、背中、裾にひもやフードの付いた子供服や、肩に掛けるかばんやリュックサックのベルト等は、遊具に引っ掛かって思わぬ事故に繋がる可能性があります。特に、首は身体の中でも弱い部位で、首を締め付ける事故は命に関わるため要注意です。

子供を遊ばせる際は、衣服や持ち物に危険なひもやベルトなどが付いていないか、あらかじめ確認しておきましょう。

（４）遊具ごとの使い方を守らせましょう。

滑り台で反対側から登る、柵を乗り越えるなど、本来の使い方でない遊び方をして、大きなけがを負った事例もありました（事例４、事例５、事例６）。子供にとって本来の遊び方と違う使い方で遊ぶことも楽しいことですが、大きな事故につながることもあるため、正しい使い方を教えることは大切です。

（５）遊具を使う順番待ちでは、ふざけて周りの人を押したり突き飛ばしたりしないようにさせましょう。

滑り台に登る階段やはしご、順番待ちをしている滑り台頂上部などや、ブランコの柵などの遊具の周辺の部分でも事故が起きています（事例７、事例８）。大きくなると、子供たちだけで遊ぶ機会が増えますが、不用意に飛び降りたり、ふざけたりしないように、日頃から言い聞かせましょう。

（６）天候にも気を付けましょう。

屋外に設置してある遊具では、夏場は表面の温度が80度近くになるものや、雨に濡れて滑りやすくなるものもあります（事例９）。公園やアスレチック場などの屋外の遊具で遊ばせるときには、天候にも注意するようにしましょう。

（７）遊具の不具合や破損を見つけたら、利用を控え、管理者に連絡しましょう。

消費者庁に寄せられた事故情報には、遊具の破損が原因と思われる事例もあります（事例１０）。遊具の部品の一部が緩んでいる、腐食が見られるなどの不具合や壊れている箇所を見掛けたら、利用を控え、管理者に連絡しましょう。利用者から連絡があることで、管理者がより迅速に修理等に対応することができ、より安心な環境作りに繋がります。

管理者が分からない場合は、近くの消費生活センターに連絡しましょう。

（消費者ホットライン：電話番号 ^{い や や} 1 8 8 番¹⁰）

¹⁰ 全国共通の電話番号から身近な消費生活相談窓口をご案内します。

4. 遊具による事故防止に関する関係行政機関への要請

事故を防ぐためには、遊具の管理者による「遊具の適切な設置」、「点検」、「注意事項等の分かりやすい掲示」などの安全対策への取組が前提となりますが、一方で、利用者や見守る人が注意をすることで避けられる事故も多くあります。

そのため、公園の遊具については、一般社団法人日本公園施設業協会（JPFA）¹¹により安全基準が設けられ、その基準を満たしている同協会の会員企業の製品には認証マーク（参考 1）がつけられているほか、遊具ごとに遊ばせる際の注意点などを保護者向けに分かりやすくまとめたパンフレットも作成されています（参考 2）。

また、最近人気のレジャー施設・店舗内の遊び場については、一般社団法人日本エア遊具安全普及協会（JIPSA）¹²によって、施設を運営する事業者向けの安全のための指針（参考 3）がまとめられるなど、事故防止へ向けた取組が進んでいます。

消費者庁では、関係行政機関（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、地方公共団体）に対して、収集した事故情報についての分析結果を提供し、事故の傾向等を踏まえた事故防止の取組が推進されるよう、関係団体への周知についての要請を行いました（参考 4）。

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課 高瀬、上野

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <http://www.caa.go.jp/>

¹¹ 一般社団法人日本公園施設業協会（JPFA）ホームページ：<http://www.jpfa.or.jp/index.html>

¹² 一般社団法人日本エア遊具安全普及協会（JIPSA）のホームページ：<http://www.jipsa.org/>

参考 1 公園の遊具の認証マーク

公園の遊具には、一般社団法人日本公園施設業協会により「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014」に基づき、同協会が認定している品質・安全性をベースとした認証マークがあります。利用する際は参考にしましょう。

SP マーク 	SP (セーフティープロダクト) マークは、一般社団法人日本公園施設業協会 (JPFA) が定めた基準に準拠していることを示しています。公園の遊具については、以下が基準となります。 遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014
点検済シール 	定期点検 (年に 1 回以上。目視診断・触手診断・聴音診断・打音診断・揺動診断、あるいは JPFA 検査器具や測定機器などを使用して行う点検。) や精密点検が「SP 表示認定企業」にて実施され、劣化に関して健全であり、かつ JPFA-SP-S:2014 に関して適合していると認められた遊具に貼付されます。

一般社団法人日本公園施設業協会によって、遊具と遊び場に関わる事故を軽減することを目的として、幼児を見守り指導する保育者と保護者などのために、パンフレット（テキスト）が制作されています。遊ぶ前の注意事項、遊ぶ時の心得や万が一事故が起こった時の対応などを、確認しておきましょう。



参考3 商業施設内キッズプレイランド安全10ヶ条

一般社団法人日本エア遊具安全普及協会（JIPSA）によって、商業施設¹³におけるキッズプレイランドの設計、製造、運営、管理等を行う事業者向けに、遊具と遊び場に関わる事故を軽減することを目的とした10ヶ条が公開されています。

遊具の適切な遊び方を利用者及び保護者に分かりやすく掲示することも規定されています。商業施設におけるプレイランドの遊具で遊ぶときには、口頭での説明を含めて掲示されている遊び方や危険・禁止行為などを確認するようにしましょう。

URL : http://www.jipsa.org/pdf/SC_SafetyManagement10rules.pdf

¹³ ショッピングセンター、家電量販店、書店、飲食店、コンビニエンスストア、遊園地、テーマパークが主な対象となっています。

参考4 関係行政機関への要請

消 安 全 4 3 号

平成28年2月10日

各省庁消費者行政担当課長 殿

消費者庁消費者安全課長

遊戯施設における消費者安全について（依頼）

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別の御理解、御協力を頂きましてありがとうございます。

（消費者委員会の建議について）

平成27年8月28日付けで消費者委員会から内閣府特命担当大臣（消費者）及び経済産業大臣宛てに「商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関する建議」が出されました（別添1参照）。

同建議においては、様々な遊戯施設（飲食店、公園及び学校の遊戯施設等）で事故が発生していることから、これらの施設に係る事故情報の収集・活用するため、消費者庁が関係省庁と調整することが必要であり、また、消費者庁から関係省庁に対して事故情報を提供することが必要とされたところです。

（事故情報の収集・活用について）

遊戯施設に関する消費者事故等の情報については、消費者庁において、消費者安全法（平成21年法律第50号）及び医療機関ネットワーク事業等に基づき、事故情報を収集しております。今般、消費者庁において、収集した事故情報について、施設別・遊具別等に分析した結果を取りまとめましたので、情報提供いたします（別添2）。遊戯施設の事故防止に関するガイドライン等の一覧（別添3）、遊戯施設に関する事故情報が記載されているウェブサイトの一覧（別添4）と併せて、関係団体に周知し、遊戯施設の事故防止に活用いただきますようお願いいたします。

また、必要に応じて、事業者及び業界団体及び所管省庁が事故情報を共有し、再発防止の取組を推進いただきますようお願いいたします。合わせて、関係省庁において消費者事故等の情報を入手した場合には、消費者安全法に基づく消費者庁への通知の徹底をお願いいたします。

¹ 本事務連絡における「遊戯施設」は、消費者委員会の建議における定義に準じる。建議における「遊戯施設」とは、子どもが体を動かして遊ぶことを目的とした施設及び遊具を指す。具体的には、屋内遊戯施設（インドアプレイグラウンド）、複合アスレチック、エア遊具、ジャンピング遊具、ボールプール、ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、その他これらに類するものが該当する。なお、建築基準法（ジェットコースター等）、電気用品安全法（ゲームセンターの遊戯器具等）、消費生活用製品安全法（玩具等）が対象としている遊戯施設・遊具は含まない。

注）別添は省略。

Ⅲ 遊具履歴書

遊具履歴書 施設の基本情報				
No.				
公園名				
公園施設種類				
公園施設名				
具体的施設名称				
施設コード				
資料番号※3				
数量				
規模				
主要部材				
設置年月				
製造者、施工者				
処分制限期間				
使用見込み期間(標準使用期間)				
長寿命化計画における管理類型				
利用・管理状況と管理者の意向				
撮影日 ●●●●年●月●日				
基準適合状況				
遊具指針				
移動等円滑化基準				
健全度 (A>B>C>D : Aが一番健全)		調査日(第1回) ●●●●年 ●月 ●日		
健全度判定	A・B・C・D	指標考慮※1	高・低	緊急度判定 高・中・低
使用禁止の判定	使用禁止とする ・ 使用禁止としない			
劣化状況				
部材	構造部材	消耗部材		
美観状況				
その他健全度判定における特記事項				
安全点検の履歴				
点検履歴	年度・月	日常	定期	点検結果(特記事項)等
利用状況※2				

※1：指標考慮とは、緊急度を判定する際に考慮する指標として、使用者数が多い、歴史的な価値がある等の公園施設ごとの状況に応じて、公園管理者が任意設定する事項であり、特に優先度が高い場合、「高」とする

※2：公園利用者が利用する公園施設のみ記載する事項

【遊具に関する事項】

※3：施設設置時に製造・施工者から提出された遊具の設計図面及び材料、標準使用期間、消耗部材の交換サイクル等に関する資料は、対応する遊具の種類・名称ごとに資料番号を付し、履歴書とともに一括して保管する。

※4：公園又は設置場所ごとに、遊具の位置図を添付する。

IV 固定遊具の安全に関する表示

1 SP マーク

このマークは、公園の遊具の設計・製造・設置・点検・修繕に関わる企業で構成される一般社団法人日本公園施設業協会により、1998年に創設された。安心・安全な遊具がひと目で分かるようにしたものである。各工程における安全規準を厳しく定め、これを順守していると認定された企業だけが表示できる。

<SP マーク（シール）>



<SP 点検済みシール>



(丸型)



(縦型)



(横型)

2 安全利用表示

一般社団法人日本公園施設業協会では、遊具の利用方法等に起因する事故を予防するため、利用者に安全な利用方法を知らせる目的で「遊具安全利用表示」を設置（貼付）することとしている。

(1) 遊具個別注意シール

<鉄棒>



<すべり台>



(2) 一般注意シール



参考：一般社団法人日本公園施設業協会（JPFA）ウェブサイト
(<https://www.jpfa.or.jp/>)

V パンフレットの紹介



出典：一般社団法人日本公園施設業協会ウェブサイト ― 仲良く遊ぼう安全に
(<https://www.jpfa.or.jp/activity/nakayoku/>)

「固定遊具の事故防止マニュアル
～学校（園）における安全教育・安全管理のポイント～」

令和３年３月

発行 独立行政法人日本スポーツ振興センター
学校安全部

〒107-0061 東京都港区北青山 2-8-35

TEL : 03-5410-9154 FAX : 03-5410-9167

URL : <https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

